

公募型指名競争入札実施要領

下記のとおり、公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者は、必要書類を提出して下さい。

なお、本業務は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和 8 年 6 月 19 日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 東宇治中学校武道場改築ほか改修に係る基本・実施設計業務委託
- (2) 業務場所 宇治市五ヶ庄池ノ浦 36 番地の 1
- (3) 履行期間 令和 8 年 7 月 23 日から
令和 9 年 11 月 26 日まで（492 日間）
- (4) 業務概要

武道場改築及び体育館空調設置・長寿命化改修に係る基本・実施設計

● 建物概要

① 既設建物

- ・ 第一体育館（武道場） S 造平屋建て・783.84 m²
- ・ 第二体育館 S 造平屋建て・1,118.32 m²

② 新築建物

- ・ 武道場 S 造または R C 造 2 階建て・1,000 m²

● 設計概要

- ・ 武道場改築工事基本・実施設計 一式
- ・ 既設武道場解体工事実施設計 一式
- ・ 上記に伴う関係機関協議 一式
- ・ 体育館空調設置・長寿命化改修基本・実施設計 一式
- ・ 上記に伴う各工事実施設計 一式

2 競争入札参加業者の資格

(1) 競争入札参加者に要求される資格

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- ② 本件の公募型指名競争入札の参加表明書の提出期限の最終日及び開札日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ④ 宇治市暴力団排除条例（平成 25 年宇治市条例第 43 号）第 2 条第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないこと。

（2）入札指名業者を選定するための基準

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録があること。
- ② 建築コンサルタント業務の直前決算実績高が有額であること。
- ③ 会社として、次の A、B いずれかの施設（延べ面積 5 0 0 m²以上、S 造又は R C 造）の新築工事に係る基本設計及び実施設計業務実績（元請、平成 28 年 4 月から参加表明書の提出日までに完了したもの、同一の施設を一連続の業務として行ったものに限る。）を有すること。
 - A. 武道場
 - B. 体育館
- ④ 配置予定管理技術者が、一級建築士の資格を有すること。

3 参加表明書等の配布

（1）入手方法

- ① 原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問い合わせの上、入手すること。

（2）配布期間

令和 8 年 6 月 19 日 午前 9 時から
令和 8 年 6 月 25 日 午後 2 時まで

4 入札への参加表明

本件の公募型指名競争入札に参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）に本要領 5(1)に定める必要資料を添付

の上、宇治市長に提出しなければならない。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を証する書類（様式は発行官公庁のもので、申請時に有効なもの。写し可）
- ② 業務実績調書(1)
- ③ 業務実績調書(2)
- ④ 配置予定管理技術者調書

(2) 提出方法等

- ① 電子入札システムにより参加表明書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から参加表明書を提出すること。また、添付書類のファイル名は、業者名から始まるものとする（例：「㈱宇治建設 業務実績調書」）。なお、添付書類のファイルサイズが総量で 2 メガバイトを超える場合は、その全部について持参又は郵送（下記(4)に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）するとともに、参加表明書に添付書類を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵便の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。
- ② やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、(4)に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に提出書類を持参すること。

(3) 持参又は郵送する場合の提出先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
宇治市総務・市民協働部契約課

(4) 参加表明書及び添付書類の受付期間

令和 8 年 6 月 19 日 午前 9 時から
令和 8 年 6 月 25 日 午後 2 時まで

6 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午か

ら午後 1 時までを除く。) に宇治市総務・市民協働部契約課へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 配布期間

令和 8 年 6 月 19 日 午前 9 時から

令和 8 年 7 月 15 日 午後 2 時まで

7 入札参加者への通知

(1) 指名業者への通知

① 宇治市業者選定委員会が、参加表明書等により入札参加者を選定し指名をする。

② 入札への指名の通知は、令和 8 年 7 月 7 日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りにくること。

(2) 非指名理由の説明

① 参加表明書を提出した者のうち、指名を行わなかった者に対してはその旨を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等で通知する。

② 決定内容に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

8 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、下記提出先へ持参又はファックスにより提出すること。(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質 疑 宛 先：宇治市総務・市民協働部契約課

F A X 番 号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和 8 年 6 月 19 日から令和 8 年 7 月 8 日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和 8 年 7 月 10 日午後 1 時以降に入札情報公開システムに掲載する。

9 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和 8 年 7 月 14 日 午前 9 時から午後 6 時まで

令和 8 年 7 月 15 日 午前 9 時から午後 2 時まで

(2) 開札日時

令和 8 年 7 月 16 日 午前 9 時 30 分

10 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本要領に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本要領に示す入札期間内（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ入札書を提出（必着）すること。なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100 分の 3 相当額の違約金を徴収する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 入札の無効

(1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者の行った入札。なお、指名されたものであっても、開札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は無効とする。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

13 予定価格

本件の予定価格は、39,413,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

14 最低制限価格

本件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。

最低基準価格は、25,081,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

15 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

16 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の30を乗じて計算した金額の範囲内で支払い可能とする。

(2) 部分払

部分払いは、行わない。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、業務の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 14パーセント

令和9年度 86パーセント

17 消費税の扱い

(1) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該記載金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約を締結する。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準は、宇治市役所総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

19 その他

(1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札参加者は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し遵守すること。

(3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (5) 参加表明書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書は、返却しない。
- (7) 受領期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 1 から 19 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。また、宇治市においては透明・公正な契約手続をより追求する観点から、本件を含めた契約手続において不透明な働きかけや不正な手続が認められる場合は、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

問い合わせ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
宇治市役所庁舎本館 3 階

電話番号 0774-20-8716

F A X 番号 0774-20-8778